

2022

夏
Vol.22

KOYO

光陽國際特許事務所

光陽國際特許法律事務所

光陽通 いき

発行月：2022年7月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第22号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2022年夏号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 弁護士紹介 p3
- 商標・フリーライドの問題について p4
- 海外の特許事情 p5
- プラットフォーム上の著作権その他の権利侵害について p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界隈「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和4年2月9日判決（令和2年（ネ）第10059号）

第1 初めに

本判決は、生産方法の推定規定（特許法104条）の適用を認め、物を生産する方法の発明に係る特許権の侵害を肯定した判決である。なお、本件の争点は多岐に亘るが、以下においては、特許法104条の適用に関する部分のみを扱う。

第2 事業の概要

1 事業の経緯

本件は、発明の名称を「エクオール含有抽出物及びその製造方法、エクオール抽出方法、並びにエクオールを含む食品」とする物の製造方法の特許（特許第6275313号。以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）に係る特許権者である控訴人が、被控訴人Aが実施している方法（以下「被控訴人方法」という。）が、本件特許に係る特許発明の技術的範囲に属するものであるところ、①被控訴人Aが、被控訴人方法を用いて原料（以下「被控訴人原料」という。）を生産し、これを譲渡等することは本件特許権を侵害し、②被控訴人Bが、被控訴人原料を用いて製品（以下「被控訴人製品」という。）を生産し、これを譲渡等することは本件特許権を侵害すると主張し、特許法100条1項及び同条2項に基づき、被控訴人Aに対して被控訴人原料の生産、譲渡の差止め等を求め、被控訴人Bに対して被控訴人製品の生産、譲渡の差止め等を求めた事業である。

原判決は、被控訴人方法は訂正前の本件特許の特許請求の範囲の請求項1に記載の発明の技術的範囲に属するものではないと判断して、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人が控訴を提起した。

なお、本件控訴後に、本件特許の特許請求の範囲の訂正を認める審決が確定したことから、控訴人は、控訴審において、本件特許の訂正後の特許請求の範囲の請求項1に記載の発明（以下「本件訂正発明」という。）のみを請求原因として主張した。

2 本件訂正発明について

本件訂正発明の構成要件を分説すると、以下の通りである。なお、構成要件の分説は本判決に従っている。また、下線部は本件控訴後の訂正審決によって訂正された部分である。

A' ダイゼイン配糖体、ダイゼイン及びジヒドロダイゼインよりなる群から選択される少なくとも1種のダイゼイン類にアルギニンを添加すること、及び、

B'-1 前記ダイゼイン類と前記アルギニンを含む発酵原料を

B'-2 オルニチン産生能力及びエクオール産生能力を有する微生物で発酵処理することを含む。

C' オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物の製造方法であって、

D' 前記発酵処理により、前記発酵物の乾燥重量1g当たり、8mg以上のオルニチン及び1mg以上のエクオールを生成し、及び

E' 前記発酵物が食品素材として用いられるものである、前記製造方法。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、特許法104条の適用を認めた上で、推定の覆滅を否定し、被控訴人方法は本件訂正発明の技術的範囲に属するとした。

1 被控訴人原料と本件訂正発明生産物との同一性について

「特許法104条は、物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定すると規定する。」

「ここで被控訴人原料が、上記本件訂正発明生産物に当たることについては、被控訴人らが認否しておらず、その事実を明らかにしないから、被控訴人らは、被控訴人原料が、上記本件訂正発明生産物に当たる事実を自白したものとみなすこととする（民事訴訟法159条1項）。そうすると、本件訂正発明生産物が本件特許の特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、被控訴人原料は、本件訂正発明の方法により生産されたものと推定されることとなる。なお、被控訴人らが被控訴人原料の生産方法であると主張する被控訴人方法に照らしても、被控訴人原料が上記本件訂正発明生産物に当たることが認められる。」

2 「特許出願前に日本国内において公然知られた物でない」という要件について
 「以上によると、基礎出願A、Bの上記記載に接した当業者は、上記本件優先日当時の技術常識を考え併せ、「大豆胚軸」以外の「ダイゼイン類を含む原料」を発酵原料とした場合でも、ラクトコッカス20-92株のようなエクオール及びオルニチンの産生能力を有する微生物によって、発酵原料中の「ダイゼイン類」がアルギニンと共に代謝されるようにすることにより、発酵物の乾燥重量1g当たり、8mg以上のオルニチン及び1mg以上のエクオールを含有する、食品素材として用いられる粉末状の発酵物を生成することが可能であると認識することができたというべきであるから、本件訂正発明を基礎出願A、Bから読み取ることができるものと認められる。

したがって、本件訂正発明は、少なくとも基礎出願A、Bに記載されていたか、記載されていたに等しい発明であると認められ、本件訂正発明は、基礎出願A、Bに基づく優先権主張の効果を享受できるというべきである。

そうすると、本件特許は、特許法104条の規定の適用については、本件優先日である平成19年6月13日に出願されたものとみなされるから、本件訂正発明生産物が同条の特許出願前に日本国内において「公然知られた物でない」か否かを検討するに当たり、本件優先日以降に公開された乙B3（国際公開第2007/066655号。国際公開日2007（平成19）年6月14日）を考慮することはできない。」

「その物が特許法104条の「公然知られた」物に当たるといえるには、基準時において、少なくとも当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存することを有するというべきところ、本件訂正発明生産物が、本件優先日当時に公知であった乙B16、乙B24に記載されていたとはいえず、また、乙B16又は乙B24から本件訂正発明を容易に想到することができないことは後記3(4)、(6)のとおりである。そうすると、本件優先日時点において、乙B16又は乙B24に触れた当業者が本件訂正発明生産物を製造する手がかりが得られたということはできない。」

「したがって、本件訂正発明生産物は、本件優先日当時、「公然知られた物でない」といえる。」

3 推定の覆滅について

「被控訴人らは、被控訴人原料の生産方法が被控訴人方法であり、これが本件訂正発明の方法とは異なるから、本件訂正発明の方法を使用していないとの主張立証をしているものと解されるから、以下、被控訴人方法（まずは、a1～6によるものであって、a3をa3-1及びa3-2に変更しないもの）が本件訂正発明の方法とは異なるものであるか検討する。」

「そうすると、a3の「アルギニンを含む培養液」は、構成要件B'-1の「アルギニンを含む発酵原料」に当たると認めるのが相当であるから、被控訴人方法が構成要件A'、B'-1、B'-2を充足しないことが立証されているとはいえない。」

「以上によれば、a3の「…」は、構成要件B'-2の「微生物」に当たると認めるのが相当であるから、被控訴人方法が構成要件B'-2を充足しないことが立証されているとはいえない。」

「以上のとおり、被控訴人原料の生産に本件訂正発明の方法を使用していないこ

とが立証されているとはいえないから、特許法104条の推定が覆滅されたと認めるることはできない。」

第4 解説

1 本判決前の事情

特許法は、物の発明、方法の発明及び物を生産する方法の発明について特許権の取得を認めているが、これらのうち物を生産する方法の発明については、物の生産は工場内等において公開されずに行われるのが通常であることから、被疑侵害者が実施する生産方法が特許発明の技術的範囲に属することを立証するのが難しい場合が多い。

したがって、侵害の事実について侵害を主張する側が立証責任を負うという原則を、物を生産する方法の発明に係る特許についても貫いた場合、特許権者の保護に欠ける結論となる可能性が高い。

そこで、物を生産する方法の発明に係る特許について、一定の条件を満たす場合に侵害の事実の立証責任を転換したのが特許法104条である。

具体的には、特許法104条は、「物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する。」と規定する。したがって、特許発明に係る生産方法により生産された物が特許出願前に日本国内において公然知られたものでなく、かつ被疑侵害者が生産した物が特許発明に係る生産方法により生産された物と同一である場合には、被疑侵害者が生産した物は特許発明に係る生産方法により生産されたものと推定され、この場合、被疑侵害者において、異なる生産方法を用いて生産したことを立証し、推定を覆滅することを要することとなる。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、被控訴人方法に対する特許法104条の適用を認めた上で、推定の覆滅を否定し、被控訴人方法が本件訂正発明の技術的範囲に属するとしたのである。

(1) 被控訴人原料と本件訂正発明生産物との同一性について

上記のように、特許法104条の適用のためには、まず、被控訴人原料が本件訂正発明に係る生産方法によって生産された物（本件訂正発明生産物）と同一であることを要するところ、この点について被控訴人らが特に認否していなかったことから、本判決は民事訴訟法159条1項によって被控訴人らが自白したものとみなし、同一性を認めた。

民事訴訟法159条1項は、「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事

実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。」と規定するものであり、訴訟当事者が認否を明らかにしない事実について自白したものとみなす規定である。

(2) 「特許出願前に日本国内において公然知られた物でない」という要件について
本判決においては、本件訂正発明生産物が「特許出願前に日本国内において公然知られた物でない」という特許法104条の要件を満たすかについて判断するに際して、まず、本件訂正発明について、国内優先権の基礎出願に記載されていたか、記載されていたに等しい発明であるとして優先権主張の効果を認め、優先日（基礎出願の出願日）である平成19年6月13日を「特許出願」日であるとした。

その上で、特許法104条の「公然知られた物」にあたるためには、基準時（上記「特許出願」日）において、少なくとも当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存することを要するとした上で、被控訴人らが提出した証拠を考慮しても、基準時である平成19年6月13日時点において、当業者が本件訂正発明生産物を製造する手がかりが得られたということはできないとして、本件訂正発明生産物は、上記基準時前に日本国内において公然知られた物ではないとしている。

(3) 推定の覆滅について

上記のように、特許法104条の適用が認められた場合には、侵害の事実の立証責任が転換され、被疑侵害者の用いる生産方法が特許発明の技術的範囲に属しないとの判断を得るために、被疑侵害者において、特許発明に係る生産方法とは異なる生産方法を用いて生産したことについて立証することを要することとなる。

この点について、被控訴人らは、被控訴人方法が本件訂正発明の構成要件B'-1における「アルギニンを含む発酵原料」やB'-2における「微生物」を使用しないとして、被控訴人方法は本件訂正発明に係る生産方法とは異なると主張したが、本判決は、これらの点について被控訴人らによって立証されているとはいえないとして、特許法104条の推定の覆滅を否定している。

3 今後の留意事項

本判決は、特に新しい規範を示した判決ではないものの、特許法104条の適用の可否及び適用が認められた場合の推定の覆滅について詳細な判断を示した点で、注目に値する判決である。

今後、特許法104条を用いて物を生産する方法の発明に係る特許権の侵害を主張する場合には、同条の要件の充足性について、本判決を参考として十分な主張を行うことが求められる。



弁護士紹介

● 弁護士 鈴木 智裕

この度、司法修習を修了し、4月より弊事務所にて勤務することとなりました。

司法修習前は、大学での化学研究と特許実務に携わっており、今後はそれらの経験を活かし、特許出願から権利の取得、侵害訴訟まで一貫したサービスを提供できるよう努めて参りたいと思っております。

大学では学部在籍時より化学を専攻しており、大学院、博士研究員時代は理論化学を専攻しておりました。研究対象は有機金属化合物を中心に、実験と計算の符合を通して化学反応の理論的分析を取り組んでおりました。また理論分析の基礎となる反応機構の量子化学計算にも携わっており、経験則が重視される化学分野において、筋道を立てて物事を考える習慣が身についた様に思います。

特許実務においては、主に医薬化合物や有機EL材料といった有機化合物を対象に、先行技術を調査し特許該当性を検討する業務に従事しておりました。限られた分野とはいえ、多くの企業・研究機関の多種多様な出願書類を扱う過程で、発明内容だけでなく、出願方法の重要性も認識するに至りました。

これまでの経験を活かして、発明者の方々が心血を注いだ結晶である発明について、より速やかに、より強い権利を取得し、財産権として保護できるよう努めて参りたいと思っております。また法律家として、知財法務だけでなく、知的財産に携わる人や組織に関する法務にも広く取り組んで参る所存です。

弁護士・弁理士は依頼者の方々からの依頼があって初めて成り立つ職業といえます。皆様が問題の解決を欲している時に、一緒に考え、解決策を見出すことのできる実務家を目指していきたいと考えております。

これより、何卒宜しくお願い申し上げます。



商標・フリーライドの問題について

文：弁理士 荒船 博司

すっかり春の恒例イベントとして定着している『ヤマザキ春のパンまつり』。パンに付いている点数シールを集めると“白いお皿”がもらえるこのキャンペーンは、1981年の春に初回が開催され、今年で42年目になったそうです。「今や『東映まんがまつり』『花王ヘアケアまつり』と共に“日本三大まつり”のひとつに数えられる日本の春の風物詩」とも言われる一大キャンペーンで、開催企業の山崎製パン社はもちろん当該キャンペーンに関連する商標を多数保有しています。

登録番号	第 2608712 号	第 6108234 号	第 6118175 号
商標	春のパンまつり		春のパンまつり (標準文字)
登録日	平成 5 年 12 月 24 日	平成 30 年 12 月 21 日	平成 31 年 2 月 1 日
区分	第 30 類	第 21,25,29,30,32,35,43 類	第 30 類

一方、以下の商標が株式会社 L E A F によって出願され、登録を受けました。

登録番号	第 6342783 号	第 6366613 号
商標	春のパンツまつり (標準文字)	
登録日	令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年 3 月 22 日
区分	第 9,35,41 類	第 9,25,35,41 類

L E A F 社の上記商標（以下、L E A F 社商標）は、アダルトビデオの通信販売サイトにおいて、キャンペーン対象のアダルトビデオを購入し、ポイントシールを 5 枚集めて専用ハガキで応募すると景品がもらえる等の販売促進キャンペーンの名称として使用されています。当該サイトではこのキャンペーンを紹介する動画も複数掲載されており、『その中では「本家」、「某まつり」、「向こう」などと』山崎製パン社の「春のパンまつり」を意図的に想起させるような言葉も使用されています。

このため、山崎製パン社の商標と混同が生じるなどとして、L E A F 社商標の登録に対し異議申立が行われました（異議申立番号 2021-900137 及び 2021-900222）。当該異議申立て申立人は、以下の法条に該当するため、L E A F 社商標は取消が行われるべきと主張しています。

- ①商標法第 4 条第 1 項第 7 号（山崎製パン社の「春のパンまつり」の著名性にフリーライドし、ブランドイメージを汚染する結果を招くことを承知しながら本件商標を採択、出願し、アダルトビデオの販売促進キャンペーン名称として使用せる行為には、社会の一般的な道德観念に反する他、登録出願の経緯・目的に社会的相当性を著しく欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反する）
- ②商標法第 4 条第 1 項第 11 号（商標自体及び指定商品役務の類似）
- ③商標法第 4 条第 1 項第 15 号（山崎製パン社の「春のパンまつり」が極めて長期間にわたって使用され、大々的、かつ、強力に宣伝広告されている周知著名な商標であること、L E A F 社商標に関連する宣伝広告活動のやり方等から、商品及び役務の出所について混同を生ずるおそれがあること）
- ④商標法第 4 条第 1 項第 19 号（L E A F 社は山崎製パン社の「春のパンまつり」の名聲を毀損させることを十分に認識しており、L E A F 社商標は不正の目的をもって使用する商標といえる）

しかし、特許庁の異議申立審判では、L E A F 社商標と山崎製パン社の商標は非類似であり、両者の取引者・需要者の範囲も異なることから、混同を生じるおそれではなく、（異議申立て人が提出した証拠からは）L E A F 社商標が不正の利益を得る目的をもって剽窃的に登録出願したものと認めるに足りる具体的な事実はないとの判断され、L E A F 社商標の登録は維持されました。

本件においては今後無効審判や出訴の状況を注視する必要がありますが、40年以上に亘るキャンペーン名を大切にしたいと思う企業の心情は察するに余り有ります。これまで、他の商標を想起させる標章やパロディ商標はどこまで認められるのかの争いがありました。商標権が排他独占権という強力な権利であるがゆえに、パロディする側とされる側の利益や損害調整といった観点からも慎重に議論・検討されていくべきであると考えます。

上記の件では異議申立てによる商標取消は成立しませんでしたが、弊所でも経験豊富な弁理士・弁護士が、情報提供・異議申立て・無効審判・出訴など様々な機会に応じて、あらゆる面から多角・総合的に攻守にわたってサポートし、貴社にご満足いただけるよう最善を尽くして参ります。気になる点がございましたら、ぜひ、商標法にも深く精通している弊所にご相談ください。



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

ロシアー強制実施権のライセンス料が無料に

ロシア連邦政府は、日本を含む非友好国の企業等が所有するロシア特許に対して、政府が強制実施権を設定した場合でもライセンス料を支払わない、とする決議（政令 299 号）を 2022 年 3 月 7 日に施行しました。これは、ロシアのウクライナ侵攻を受けて行われた各国の経済制裁に対する、報復措置の一つと考えられます。

ロシア民法 1360 条 1 項等によれば、ロシア政府は、国家の安全保障などの緊急の場合に、特許の強制実施権を設定することができ、相応の対価を支払う、規定されています。今回の決議は、この対価（ライセンス料）を無料にするというものです。

今回の決議によって、特許権が国有化されたり消滅したりするわけではありません。しかし、ロシア政府は、特許権に対して無償の実施権を設定できることになります。今後どのような影響が出るかは、強制実施権がどの程度設定されるかによって大きく異なりますので、ロシア政府の動向を注視する必要があります。仮に乱発されることになれば、非友好国の企業等が所有するロシア特許は、実質的な効力を失うことになります。

カナダー法改正

カナダでは、新 NAFTA(CUSMA) の発効を受けた特許規則の改正案が公表されており、今夏に発効されると見込まれています。主な改正点は以下の通りです。

- ・クレーム超過料金（20 を超えるクレーム毎に 100 カナダドル）が導入されます。
- ・オフィスアクションの回数が制限（3 回まで）されます。
- ・RCE 制度（816 カナダドル）が導入されます。
- ・軽微な形式違反のみの出願に対する、条件付き許可通知が導入されます。

改正後も、基本的に改正前と同様の審査を受けることができますが、状況により追加の手費用が発生することになりますので、注意が必要です。

マレーシアー法改正

マレーシアでは、2022 年 3 月 18 日に特許法及び特許規則が改正され、同日に施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- ・実体審査請求時に、対応外国出願についての情報提供が不要になりました。
- ・実体審査報告に対する応答期限が 3 月に延長されました。
- ・分割出願の時期的要件が厳格になり、明文化されました。
- ・優先権の回復規定が導入されました。
- ・第三者による情報提供制度が導入されました。
- ・付与後異議申立て制度が導入されました。
- ・出願公開制度（国際出願を除く）が導入されました。
- ・審査履歴等の公衆閲覧が可能になりました。

なお、改正後の新規出願には、改正法の規定に従った新しい委任状が必要となりますので、注意が必要です。

シンガポールー法改正

シンガポールでは、知的財産各法が改正され、2022 年 5 月 26 日に施行されました。特許法の主な改正点は以下の通りです。

- ・特許出願が、軽微な形式違反を補正すれば許可可能と判断された場合は、従来の見解書に代えて補正要請が発行されることになりました。補正により形式違反が解消されない場合や、補正を拒否した場合は、通常の見解書が発せられます。
- ・非英語 PCT 出願の国内段階移行時に、英語翻訳文について、公開請求の提出及び公開手数料の支払いが不要になりました。

プラットフォーム上の著作権 その他の権利侵害について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

コンテンツ配信型プラットフォームやSNS型プラットフォーム上で、著作権その他の権利（以下「著作権等」といいます。）の侵害が行われた場面では、権利者及び利用者（侵害者）のほか、利用者に投稿・配信等の場を提供するプラットフォームの運営者（以下「運営者」といいます。）が存在します。そのため、権利者としては、侵害された権利の回復のために、運営者に対して、以下の方法を執ることが考えられます。

- ① 削除請求
 - ②（利用者に対して削除請求及び損害賠償請求を行う前提としての）発信者情報開示請求
- 以下、上記の各方法に対して運営者の執るべき措置について述べます。

2 削除請求について

権利者としては、運営者に対し、権利者の著作権等を侵害しているコンテンツ、投稿その他の情報（以下「侵害情報」といいます。）の削除を求めます（注1）。

これに対し、運営者としては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」といいます。）3条1項（注：権利者に対する免責事由）、2項（注：発信者に対する免責事由）及び利用約款に定める免責事由を考慮して対応することとなります。すなわち、運営者は、通常、利用約款に基づいて、利用者に対して削除に関する意向を照会し、照会日から7日以内に削除を拒否する旨の通知を受けなかった場合には、侵害情報を削除し（法3条2項2号参照），上記の通知を受けた場合には、権利者から提供された情報に基づいて、適切に削除の可否を判断することとなります（法3条2項1号参照）。仮に、運営者が、侵害情報の流通によって権利者の著作権等が侵害されていることを知ることができたのに削除しなかった場合には、運営者に対する損害賠償請求が認められることがあります（法3条1項2号。注2）。

なお、利用約款は利用者以外の第三者には効力がないことから、運営者は、利用者でない被害者に対して、利用約款上の免責事由を主張することはできません（注3）。また、利用者が消費者の場合、損害の全部を対象とする免責事由は、無効と解されるおそれがあります（消費者契約法8条1項。注4）。

3 発信者情報開示請求について

運営者が上記の削除請求に応ぜず、かつ、特に匿名で配信・投稿がなされている場合、権利者は、利用者を特定するために（注5）、運営者に対して、発信者情報の開示を請求します（法4条1項参照）。

これに対し、運営者は、利用者に対して開示に関する意向を照会し（法4条2項参照），開示に同意する旨の通知を受けなかった場合には、権利者から提供された情報に基づいて、適切に開示の可否を判断することとなります（法4条4項参照）。

運営者が上記の開示請求に応じなかった場合、権利者は、運営者を債務者として、法4条1項所定の発信者情報開示請求権に基づいて、発信者情報の開示を求める仮処分命令を申し立てます（注6）。

これに対し、運営者は、権利者から提供された情報に基づいて、争うこととなります。

（注1）現在、総務省支援事業として、違法・有害情報相談センター（<https://ihaho.jp/>）が、運営者への削除依頼の方法等に関する相談に応じています。

（注2）知財高裁平成22年9月8日判決・判例タイムズ1389号324頁（著作権・肯定）、知財高裁平成24年2月14日判決・判例タイムズ1404号217頁（商標権・肯定）、仙台地裁平成30年7月9日判決・判例秘書L07350694（人格権・肯定）、大阪地裁令和2年9月18日判決・判例タイムズ1495号212頁（人格権・否定）参照。

（注3）岡田淳ら編著「プラットフォームビジネスの法務第2版」119頁参照。

（注4）東京高裁令和2年11月5日判決・判例秘書L07520403参照。

（注5）特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を改正する法律（令和3年法律第27号）（令和4年10月1日施行）により、一定の要件の下、ログイン時のIPアドレス等の特定発信者情報が、開示の対象となりました。また、上記の改正法により、①開示命令、②提供命令及び③消去禁止命令を柱とする新たな裁判手続（非訟手続）が創設されました。

（注6）プロバイダ責任制限法は、「情報の流通」自体によって権利侵害が生じた場合のみを対象とするため、例えば、オンラインショッピングモール上の商品紹介ページに虚偽情報があった場合には、開示請求の根拠として利用できないことに留意が必要です。前掲注3）300頁参照。



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- T E L 03-5251-5721(代表)
- F A X 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (<http://www.koyo-patent.co.jp> 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転

Office



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

銀座界隈

てくてく グルメ



とつておきの
お店を
ご紹介します。



MAP

銀座 鮨正

東京都中央区銀座 5-14-5 光澤堂 GINZA ビル B1F

■ 電話 : 03-3541-5882

東銀座駅から徒歩3分、歌舞伎座の向かいにある路地を入ってすぐ、ビルの地下に位置するお店。こちらでいただけるのはこだわりの食材を使い、職により1つ1つ丁寧に握られる絶品のお鮨。地上から延びる階段から高級感と清潔感があり、地下へたどり着くと和で統一され、立派ながらも落ち着きのある店内が広がる。

シャリは赤酢で風味を感じられるにもかかわらず、癖を感じずとも食べやすい。季節によって取り寄せられる食材はとても新鮮で、どれも美味しく、味から丁寧さが伝わってくる。

お昼は小鉢やお新香、お味噌汁が付いて1,600円(税込み)とお手頃なメニューから揃っており、気軽に訪れやすい。夜は季節の食材を楽しめる会席コースがあり、カウンター席の他、個室も完備しているため接待や特別な日の食事にもお勧めである。

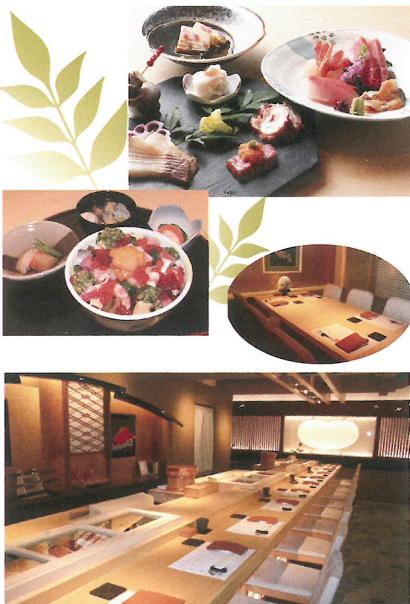
名店自慢の品々を堪能しながら、季節の訪れを感じてみてはいかがだろうか。

■ 営業時間

昼 11:30 ~ 14:30 (L.O.14:00)

夜 17:00 ~ 22:30 (L.O.22:00)

■ 定休日 : 年末年始



牛庵

東京都中央区銀座 6-13-6 華僑商工会ビル B1F

■ 電話 : 03-3542-0226

銀座駅から徒歩4分、東銀座駅からも徒歩2分の場所に位置する牛肉料理専門店。板の間の古民家風の店内は、イスの席の他に掘り炬燵の席などもあり、落ち着いた空間で懐かしい雰囲気が流れる。

こちらでいただけるのは、黒毛和牛や神戸牛を使ったステーキ、ハンバーグ、すき焼き、しゃぶしゃぶなどのお肉料理。鉄板料理はジュージューと音を立てながらテーブルへと運ばれ、匂いと音だけで見る前からでも食欲がそそられる。旨味が閉じ込められるよう調理されたお肉はとても柔らかく、付属のタレやソースはお肉とのバランスがとられており、さらに旨味を感じられる。

お昼の時間帯は1,000円代のリーズナブルなメニューが揃う一方、夜は黒毛和牛のステーキとしゃぶしゃぶが両方とも楽しめて4,387円(税込み)ととてもお得なコースから、A5ランクの神戸牛を堪能できるコースまで豊富に揃っている。

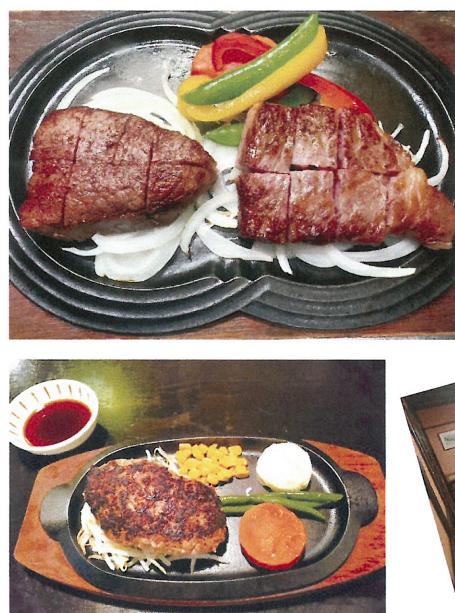
上質なお肉をコスパよく楽しめるお店はリピーターが多いのも納得である。

■ 営業時間

昼 11:30 ~ 14:15 (L.O.13:45)

夜 17:30 ~ 22:00 (L.O.21:00)

■ 定休日 : 毎週日曜・祝日



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>